

《取引条件書（手配旅行）》

この旅行は手配旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。この宿泊プランの手配は、当社「旅行業約款（手配旅行契約の部）」及び下記の条件によりお引き受けいたします。当社では個人・グループのお客様とのご契約に際しまして次の料金を申し受けますのでご了承のほどお願い申し上げます。

お申込みと旅行契約の成立

- ・ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出の上、お申込みください。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。必要な同意確認をしたうえで、電磁的な方法により当社に送信いただくこともできます。
- ・お申し込みいただくご旅行の契約（手配旅行契約）は、申込金のお支払いがなくても当社が申し込みを「承諾」した旨の通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立いたします。
但し、当社より申し込み「承諾」の旨の通知を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により通知を確認できなかった場合であっても契約成立となります。一部手配においては、口頭（お電話）によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。

お申込条件

- ・当社は、団体・グループを構成するお客様の代表として契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- ・お申し込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- ・健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。尚、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- ・お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

- ・その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

旅行業取扱料金及び変更・取消料金

- ・旅行の予約手配、宿泊券類の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

■旅行取扱料金（手配旅行契約）

区 分	内 容		料 金	
手 配 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複 合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 20 %	
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 550 円	
	宿泊券のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の 20 %	
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 550 円	
	運送機関のみの場合		1 件につき 550 円	
変 更 手 続 料 金	運送機関と宿泊機 関等との手配が複 合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の 旅行代金の 20 %	
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 550 円	
		運送機関の予約・手配の変更		1 件につき 550 円
		宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な 場合はそれを含む。）		1 件につき 550 円
取 消 手 続	運送機関と宿泊機 関等との手配が複 合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の 旅行代金の 20 %	
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 550 円	
		運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続 がある場合はそれを含む。）		1 件につき 550 円
		宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続が ある場合はそれを含む。）		1 件につき 550 円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連 絡を行った場合等		1 件につき 550 円 (電話料、電報料は別)	

- (注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 4 上記料金は税率（10%）に基づく税込み金額を表示しております。

ご旅行代金

- ・ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- ・当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

契約の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手数料金を申し受けます。変更によって生じる旅行代金の増加及び減少は、お客様に帰属するものとします。

契約の解除

(1) お客様による任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
- ③当社所定の取扱料金としての手配料金・取消手数料金

(2) お客様の責に帰すべき事由に解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

- ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ②お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
- ③当社所定の取消手数料

(3) 当社の責に帰すべき事由に解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供をうけた旅行サービスの対価としての支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

当社の責任と損害賠償・免責事項

(1) 当社の責任と損害賠償

当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内にお申出があった場合に限り、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

(2) 免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害。

イ. 食中毒

ウ. お客様ご自身の故意または過失による損害

エ. その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3) お客様の責任

ア. お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

イ. お客様が本条件に反した行為を行った場合、不正もしくは違法に本ホームページを利用した場合、または真実かつ正確なデータが入力されていないと当社が判断した場合には、当社は事前の予告無く該当する未消化の予約を取り消すと同時に当該のお客様が将来に渡って本ホームページの利用することをお断りする場合があります。また、当社はその理由について、一切開示義務を負いません。

ウ. お客様は、上記イ. の行為によって当社に生じた一切の損害（当社が手配先等に負担した金員を含む）を賠償する責を負います。

その他

・その他の事項につきましては当社「旅行業約款（手配旅行契約の部）」によります。

取扱個所

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2791-13
特定非営利活動法人おぢかアイランドツーリズム協会
長崎県知事登録旅行業 地域-186号
国内旅行業務取扱管理者 佐藤真綾